

令和7年度「とっとり産業未来フェス」企画運営業務委託プロポーザル実施要領

1 目的及び事業概要

ものづくり・IT 先端技術・音楽アートを融合させた、新たな総合産業発信イベント「とっとり産業未来フェス」を開催する(とっとり産業未来フェスの目的は令和7年度「とっとり産業未来フェス」企画運営業務委託仕様書(以下仕様書という。))の2に記載)。業務の実施に当たり、企画運営に専門的な知識、経験を有する民間事業者等に業務委託することとし、最も効果的に実施できる者を選定するためのプロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)を行う。

(1) 事業名

令和7年度「とっとり産業未来フェス」企画運営業務(以下「本業務」という。)

(2) 業務の仕様

仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年12月19日まで

(4) 予算額

金25,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 プロポーザルの募集方法

本プロポーザルは公募することとし、この実施要領を本件調達の公告日から令和7年5月23日(金)までの間インターネットの鳥取県商工労働部産業未来創造課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoumirai/>)に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

本件調達の公告日から令和7年5月23日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

15の場所

3 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

(1) 受付期間

本件調達の公告日から令和7年4月23日(水)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法

質問書(様式第1号)に記入の上、15の場所に電子メール又はファクシミリにより提出すること。

※ファクシミリ又は電子メールを送信する際には、件名に「「とっとり産業未来フェス」企画運営業務」と記載すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、企業名及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年4月30日(水)までに随時、インターネットの鳥取県商工労働部産業未来創造課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoumirai/>)上にて公開する。

4 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとするものは、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

(1) 提出書類

ア 単独事業者

- (ア) 参加表明書(様式第2号)
- (イ) 公募型プロポーザル参加資格確認書(単独事業者)(様式第3号)
- (ウ) 事業者概要及び事業実績(様式第5号)

イ 共同事業体

- (ア) 参加表明書(様式第2号)
- (イ) 公募型プロポーザル参加資格確認書(共同事業体)(様式第4号)
- (ウ) 事業者概要及び事業実績(様式第5号)
- (エ) 共同事業体同意書(様式第6号)

(2) 提出期限、提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和7年5月9日(金)の午後5時15分まで
- イ 提出場所 15の場所
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 持参、送付、ファクシミリ又は電子メール

なお、提出期限までに到着したものに限り受け付けることとし、送付又はファクシミリによる場合は、あわせて15の場所に電話連絡すること。

※本プロポーザルへの参加は、(1)に掲げる有効な書類提出をアの期限までに提出した者に限る。

5 参加資格要件

(1) 単独事業者による参加

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ア 法人格を有すること。
- イ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所(以下「県内事業所」という。)等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- ウ 令和6年鳥取県告示第 507 号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画のイベント企画・運営に登録されている者であること。
なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和7年4月23日(水)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより16の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに16の場所に必ず連絡すること。
- エ 本件調達の公告日から本業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- カ 本件調達の公告日から本業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同事業体による参加

構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ア 共同事業体の全ての構成事業者が法人格を有すること。
- イ 共同事業体の構成員の半数以上が(1)のイを満たしていること。
- ウ 構成員の1以上の者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画のイベント企画・運営に登録されていること。
なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同事業体の本プロポーザルに参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和7年4月23日(水)正午までに原則としてとっとり電子サービスにより16の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに16の場所に必ず連絡すること。
- エ 共同事業体のすべての構成事業者が(1)のエからキまでの条件を満たしていること。
- オ 本プロポーザルにおいて、複数の共同事業体の構成員となることはできない。また、共同事業体に所属しながら、別に単独事業者として提案を行うことは認めない。

6 企画提案書の提出

(1) 提出資料

【共通】

- ア 企画提案書(様式第7号)
- イ 仕様書に基づく具体的な提案内容(冊子等により提出すること)
- ウ 業務準備・実施スケジュール
- エ 業務準備・実施体制等
- オ 業務受託見積書(1の(4)に示す予算額の範囲内で作成し、積算内訳を明記すること。なお、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。
【単独事業者の場合】(連携をとる事業者があれば共通資料に加え、次の資料も提出すること)
- カ 連携体制のわかるもの
【共同事業体の場合】(共同事業体の場合は、共通資料に加え、次の資料も提出すること。)
- キ 共同事業体協定書(予定案で可、付録参照)
- ク 構成事業者の事務分担のわかるもの

(2) 提出受付期間、提出場所及び方法

- ア 受付期間 令和7年5月15日(木)から同月23日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)
- イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ウ 提出場所 15の場所
- エ 提出部数 正本1部、副本6部 計7部
- オ 提出方法 持参又は送付(ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない)
なお、送付による場合は、受付期間最終日の午後5時15分までに必着のとし、あわせて15の場所に電話連絡すること。

(3) 提出に係る留意事項

- ア 制作物(チラシ、ポスター、映像、CM など)についての提案は、実際の制作物がイメージできるものとする。
- イ 用紙サイズはA4版(必要に応じてA3版の折り込みも可とする。)用紙とし、(1)ア及びキ以外の書類については、様式、枚数ともに任意とする。
- ウ 業務実施体制、実施責任者、事業所概要等についての追加資料を求められた場合は、速やかに提出すること。
- エ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合、企画提案書を無効にすることが

ある。

7 企画提案のプレゼンテーションの実施

企画提案の審査にあたり、8のとおり「とっとり産業未来フェス」企画運営業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。提案者は、審査会の審査員に対してプレゼンテーションを行うこと。

(1) 日時

令和7年5月 29 日（予定）

(2) 場所

鳥取県庁第二庁舎内の会議室（鳥取市東町一丁目271番地）

(3) その他

ア 正式な開催日時、集合時間及び会議室等は、別途参加表明者に通知する。

なお、情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加表明者に別途通知する。

イ プレゼンテーション持ち時間は30分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を別途設ける

ウ プレゼンテーションは、紙資料のみではなくパワーポイント等を使用し説明をしてもよいものとする。

8 審査会の設置

(1) 審査会の名称 「とっとり産業未来フェス」企画運営業務委託公募型プロポーザル審査会

(2) 審査員の人数 5名

(3) 審査の進め方 提出された企画提案書等について、書類審査、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答等を受けて、9に基づいて審査する。

9 企画提案の審査

(1) 審査項目及び評価基準

「とっとり産業未来フェス」企画運営業務委託に係るプロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）に記載のとおり。

(2) 審査方法

ア 各審査員は、あらかじめ提出された企画提案書、提案者からのプレゼンテーション及び質疑応答の内容を踏まえ、審査要領の2に基づき、提案者ごとに、審査表により採点し、各審査項目の採点結果の合計得点が高い方から順位付けする。

イ アにより各審査員がつけた順位を提案者ごとに合計し、順位点を算出する。

ウ イによる順位点が最も小さい者を最優先提案者とする。なお、順位点が同点の者がいる場合は、アによる各審査員の合計得点を集計した点数が高い者を最優先提案者とし、この方法によっても決まらない場合は、審査員の合議により、最優先提案者を決定する。

エ 最優先提案者以外の順位についても、ウと同様にして、順位を決定するものとする。

※留意事項

(2)により最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。ただし、合計点が55点未満の者は選定しないものとする。

10 審査結果の通知、公表

審査結果は、文書で提案者全員に通知し、その概要をインターネットの鳥取県商工労働部産業未来創造課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoumirai/>)に公表するものとする。

11 契約の締結

- (1) 9により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、9により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

- (2) 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として本業務に係る委託料の上限額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交流をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

12 契約保証金

受注者は、契約保証金として本業務に係る委託料の上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

13 全体スケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。ただし、参加資格確認書提出期限、質問提出期限及び企画提案書提出期限以外は状況に応じて前後する場合もある。

- (1) 「競争入札参加資格者名簿」への登録に関する申請書類提出期限
令和7年4月23日(水)正午 (5(1)ウ又は5(2)ウに該当がある場合)
- (2) 質問提出期限
4月23日(水)午後5時15分
- (3) 質問に対する回答
4月30日(水)
- (4) 参加表明書提出期限
5月9日(金)午後5時15分
- (5) 参加資格確認結果通知
5月14日(水)
※調達公告日以降に「競争入札参加資格者名簿」への登録に関する申請書類の提出をした者については、登録後3営業日以内に参加資格確認結果を通知する。なお、企画提案書提出期限後からプレゼンテーション実施日までの間に通知することがある。
- (6) 企画提案書提出期限
5月23日(金)午後5時15分
- (7) プレゼンテーション
5月29日(木)
- (8) 審査結果の通知
6月上旬

14 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。
 - ア 5の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。
 - イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。
 - ウ 4の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合及び受付期間の最終日の午後5時15分を過ぎて企画提案書が提出された場合。
 - エ 審査の公平性を害する行為があった場合。
 - オ 1の(4)に示す予算額を超える業務受託見積書が添付されている企画提案書が提出された場合。
- (2) 参加費用等
本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書の取扱い
 - ア 提出後、企画提案書の加筆修正は認めない。
 - イ 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに15の場所に連絡するとともに文書で通知すること。
- (5) 提出書類は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となる。
- (6) 本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、当該業務の受託業者を選定するために実施するものである。したがって、契約締結後の業務においては、必ずしも9により最優秀提案者として選定された者の提出した企画提案書の内容どおりに業務を実施するものではない。
- (7) 9により最優秀提案者として選定された者との契約の締結に当たり、契約書を作成するものとする。
また、9により最優秀提案者として選定された者は、本プロポーザルの最適者として選定したものであるが、契約手続の完了までは、鳥取県との契約関係を生じるものではない。
- (8) 公正性・中立性を確保するため、審査員に事前に働きかけ等を行なった者については失格とする。
- (9) その他
 - ア 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。
 - イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

15 本プロポーザルに関する問合せ及び各書類の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地 鳥取県庁本庁舎7階
鳥取県商工労働部産業未来創造課
電 話 0857-26-7244
ファクシミリ 0857-26-8117
E-mail sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp

16 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電 話 0857-26-7431